



平成21年1月19日

各位

エス・イー・エス株式会社
代表者の役職名 代表取締役 北島 文雄
(コード番号: 6290)
問い合わせ先 専務取締役 北島 文雄
TEL: (042) 580-0388

民事再生手続開始決定のお知らせ

当社は、本日平成21年1月19日午後6時00分、東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

関係者の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

今後当社は、裁判所および監督委員による指導監督のもと、事業再建に全力をつくしていく所存でございますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 民事再生手続開始決定

当社が平成21年1月16日東京地方裁判所に対して申し立てました民事再生手続開始申立事件（事件番号平成21年（再）第8号）について、同庁から本日民事再生手続開始の決定がなされました。

2. 今後の見通し

当社は今後取引先及び金融機関の協力を得て資金繰りを安定させ、さらに人員削減を含むストラクチャリングを行い、財務内容を健全化する予定です。

さらに、スポンサー候補者をつのり、事業の再生を図って参ります。

なお、詳細な内容が決定次第、改めてお知らせいたします。

3. 民事再生法による今後の予定

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| (1) 再生債権の届出期間 | 平成21年2月20日まで |
| (2) 報告書等（民事再生法124条、125条）の提出期限 | 平成21年3月17日 |
| (3) 認否書の提出期限 | 平成21年3月23日 |
| (4) 再生債権の一般調査期間 | 平成21年3月27日から平成21年4月3日まで |
| (5) 再生計画案の提出期限 | 平成21年4月16日 |
- (注) 上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

以 上